

# 戦争と人権 I

—第一次大戦とドイツ人捕虜—

- I. 戦争と人権——捕虜問題を中心に 内海愛子  
II. 詩とスケッチによる坂東俘虜収容所の日々 川戸れい子(翻訳)  
(以上 今号)
- III. 第一次世界大戦とドイツ人捕虜  
IV. 捕虜政策と坂東俘虜収容所

## I. 戦争と人権

〈捕虜問題を中心に〉

敗戦から50年目の1995年、村山内閣は、植民地支配とアジアへの侵略を反省する内容を盛り込んだ「国会決議」を採択しようとした。「国会決議」は議会制民主主義のもとで、国民の総意としての意味をもつからである。だが、結果は、「聖戦史観」を主張する議員の根強い抵抗によって、「決議」はあいまいな内容のものに終わった。

アジア太平洋戦争は侵略戦争ではないと主張する議員や日本遺族会は、「第二次大東亜会議」とも言われた「アジア共生の祭典 A Celebration of Asian Nations' Prosperous Coexistence」(1995年5月29日)を開くとともに、国会議員に働きかけて「決議」成立を阻止しようとしたのである。その妥協の産物が、「歴史からの教訓のうえに平和を希求する決議」(1995年6月9日衆議院採択)といえるだろう。参議院では、国会決議をおこなっていない。

妥協の産物とはいえ、政府に「国会決議」の採択を決意させた背景の一つに、あいつぐアジアからの補償請求の動きがあった。冷戦構造が崩壊した現在、冷戦の産物とも言える日本の戦後処理が、あらためて問われ始めたのである。サンフランシスコ講和条約(1952年4月28日発効)と、かつて占領していた地域に生まれた国々との二国間条約で日本の賠償問題は解決したという姿勢を、日本政府は堅持してきた。賠償や補償問題はすでに解決済みという認識である。アジアからの補償要求の動きとそれを求める裁判は、日本政

府のこうした外交決着に問題を投げかけたのである。(1) 補償要求の動きは、アジアの戦争被害者を中心に進められてきたが、連合国の元捕虜と抑留された民間人もまた、補償を請求して運動を続けている。

本稿では、これら戦後補償裁判の一つである連合国捕虜と抑留者からの補償要求とも関連する日本の捕虜政策について考えてみたい。なお、本稿は紙数との関係で第一次世界大戦とドイツ人捕虜の処遇政策に限定した。

アジア太平洋戦争における日本軍の捕虜取扱に多くの問題があったことは、くりかえし指摘されてきた。日本が受諾した「ポツダム宣言」の第10条には、「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし」との文言がある。日本軍の戦争犯罪のなかでも、特に捕虜虐待が対日宣言のなかで特記されている。捕虜問題は、連合国の最大の関心事であったといえよう。当然、同条文に基づいて開かれた「極東国際軍事裁判」いわゆる東京裁判や連合国各国（英・米・オランダ・オーストラリア・仏・フィリピン・中華民国）の軍事裁判いわゆるBC級戦争裁判でも、日本軍の捕虜虐待がとりあげられた。函館俘虜収容所第一分所長平手嘉一は、捕虜虐待の罪で米軍の横浜法廷で裁かれ、死刑になった。平手は国際的にも評価された日露戦争中の日本軍の俘虜収容所をモデルとした管理を考えていたという。だが、現実には平手にそれを許さなかっただけでなく、平手の捕虜の処遇は虐待とみなされたのである。米軍の横浜法廷で死刑判決を受け、スガモプリズンで刑を執行されたBC級戦犯53人のうち31人が俘虜収容所関係者であった。国際法学者一又正雄は一口に日本の戦争犯罪といっても、連合国が追及したその犯罪の主なものは、日本軍による捕虜の非人道的取扱いにあったと指摘している。(2)

法務省官房司法法制調査部が編纂した『戦争裁判概史要』によれば、先の横浜法廷をはじめBC級戦争裁判で起訴された全件数の16%、起訴された者の17%、全有罪者の27%、全死刑の11%が、俘虜収容所関係者で占められている。戦争裁判の被起訴者は、憲兵の割合がもっとも多いが、俘虜収容所関係者は、これについて多くの戦犯をだしたのである。(3)

捕虜問題は、アジア太平洋戦争における日本軍の戦争犯罪、戦争責任の追

及のされ方を考える上で、欠かすことの出来ない問題である。だが、日本軍の捕虜政策については、極東国際軍事裁判に関連して、一部国際法学者が研究しているものの、歴史学、社会学の研究の蓄積は少ない。近年、東京裁判の関連資料があいついで刊行され、また米軍に押収された文書の返還、国会図書館による米軍戦争裁判資料のマイクロ化とその公開の中で、新たに捕虜問題への関心も生まれ、論文も発表されている。

神田文人「第一次大戦前の日本の俘虜処遇とその転換」『横浜市立大学論叢 人文科学系列第45巻第1号』（平成6年3月）は、アジア太平洋戦争の捕虜処遇の問題を日清・日露戦争にさかのぼって考察したものである。秦郁彦「太平洋戦場の日本人捕虜Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」『拓殖大学論集 社会科学第1巻2号』『3号』『同第2巻1号』（平成5年8月、平成6年1月、平成6年4月）は、日本人兵士の視点から捕虜問題を扱っている。なお、同氏は「中国戦場の日本人捕虜」の論文もあり、日本人兵士の捕虜問題を中心に日本軍の捕虜政策を論じている。大谷敬二郎『捕虜』図書出版社、1978年は、元東部憲兵司令部だった著者の記述だけに、日本兵の捕虜観を知る上で興味深い。吹浦忠正『聞き書 日本人捕虜』図書出版社1987年も、日本人捕虜問題に関連した聞き書き集である。なお同氏は『捕虜の文明史』新潮社1990年で、古代からアジア太平洋戦争までの捕虜観をまとめている。

油井大三郎・小菅信子『連合国捕虜虐待と戦後責任』岩波ブックレット1993年は、アジア太平洋戦争期の日本軍の捕虜虐待を、陸軍の政策の中に位置づけて分析したものである。同じような問題意識で書かれたものが、内海愛子「太平洋戦争期の日本の俘虜政策」徐龍達先生還暦記念委員会編『アジア市民と韓朝鮮人』所収、日本評論社1993年、同「日本は捕虜をどのように管理したのか」内海愛子・G.マコーマック・H.ネルソン編著『泰緬鉄道と日本の戦争責任』所収、明石書店、1994年である。捕虜問題を戦争裁判と植民地支配の視点から考察しようとしたのが、内海「連合国捕虜と朝鮮人戦犯」『青丘学術論集 第6集』韓国文化研究振興財団1995年である。

アジアへの日本の加害責任が論議される中で「日本の戦争責任資料センター」が発足したが、同機関誌『戦争責任研究』でも二度にわたって捕虜問

題特集を行なっている。第3号1994年春季号では、内海「戦時下の外国人の人権」、小菅「捕虜問題の基礎的検討」、田中利幸「人体実験に使用された連合軍捕虜」が、第9号1995年秋季号では、神田「近代日本の戦争——捕虜政策を中心として」、藤原彰「日中戦争における捕虜虐殺」、小野賢二「兵士の陣中日記にみる南京大虐殺」、永井均「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」が掲載されている。捕虜問題を考える上で欠かすことのできない国際赤十字委員会の活動については梶居孝『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』日本赤十字社（平成5年）が、詳しくその活動を調査している。

戦争には、つねに捕虜問題がついてまわることを考えると、この問題は古くて新しい問題である。湾岸戦争の間に、イラクがアメリカ人捕虜を「人間の楯」として、多国籍軍の空爆目標に分散収容すると報じられた。ブッシュ大統領（当時）は、こうした捕虜の扱いに激怒し、駐米イラク臨時大使を国務省に呼びだして正式に抗議している。アメリカでは、捕虜の扱いがその国の「道徳性」を測るメルクマールになるという。この時、アメリカは、イラクに「ジュネーブ条約」のコピーを手渡した。「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」である。(4)

日本は1953年4月21日に、この条約に加入している（同年10月21日効力発生）。この1949年条約は、「捕虜の待遇に関する1929年7月27日のジュネーブ条約」をさらに改正し、143条からなる捕虜の人権を保護する条約である。アジア太平洋戦争期の日本軍の捕虜の取扱に日本政府が「準用」を約束した条約に違反した処置をおこない多くの問題をひき起したことは、極東国際軍事裁判やBC級裁判はもちろん、先の研究でも、明らかにされている。苦い歴史的経験を日本はもっているのである。今日、日本人が人権を論ずる上で、この苦い経験がどれほどいかにされているのか疑問である。一方、補償請求の裁判がおこされたように、連合国の元捕虜や抑留者たちは、捕虜体験を記録し、記憶している。その出版された記録は膨大な数にのぼり、オーストラリア、イギリス、アメリカ、オランダの公文書館に保存されている未刊行の手記、日記もまた多数ある。

## 〈ドイツ人捕虜と板東俘虜収容所〉

アジア太平洋戦争期の日本軍の捕虜の扱いに多くの問題があった一方、日露戦争や第一次世界大戦時の日本軍の捕虜取扱が良かったことが、しばしば指摘されてきた。処刑された平手嘉一もまた、日露戦争時の捕虜処遇をモデルにしていたことは先にふれた。明治維新以降、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、シベリア出兵、中国侵略、アジア太平洋戦争と対外戦争を繰り返してきた日本はまた、捕虜の処遇をめぐるさまざまな施策を講じてきたのである。

日清戦争の開戦の詔勅（1894（明治27）年8月1日）の冒頭は、わざわざ国際法に言及していた。(5) このため日清戦争の時の日本の国際法遵守の態度と実績は、「先進文明国を自認する西欧諸国を驚嘆させ」かつ、「開国間もない日本人は、既に文明人たる素質を完成し、道義の域においては世界の上方たる位置を占め、かくして、間もなく世界の師となるであろう」と西欧諸国が「賞賛するに至った」との指摘もあるほどである。(6)

1904（明治37）年2月10日、日露戦争の宣戦布告「露国に対する宣戦の詔勅」でも「凡そ国際条規の範囲に於て一切の手段を盡し遺算なからしむることを期せよ」としている。この時の日本は、戦時国際法の適用を十全に行うために、日清戦争の時よりさらに充実した政策を講じている。

すでに、日本は、1899（明治32）年7月29日、オランダのハーグでの「万国平和会議最終決議書」に調印（1900.11.22公布）していた。この最終決議書に付属する4つの条約及び宣言書には、次のものが含まれている。

- I.「国際紛争平和的処理条約」,
- II.「陸戦の法規慣例に関する条約」,
- III.1864年8月22日のジュネーブ条約の原則を海戦にも応用する条約,
- IV.窒息ガスや有毒ガスの散布を目的とする投射物の使用禁止など3つ宣言書

この平和会議で議定された「陸戦の法規慣例に関する条約」の忠実な遵守、他の戦時国際法の公正な適用が、日露戦争開戦時の日本の基本姿勢であった。このため、大本営に学者や外交官を配置し、各軍司令部には国際法学者を顧問

としてあてていた。開戦直後の2月14日には「俘虜取扱規則」を定めている。この「規則」には、「俘虜は、博愛の心を以て之を取扱ひ決して侮辱虐待を加うべからず」（第2条）など、33条に及ぶ俘虜取扱の規則が定められている。

また、勅令をもって「俘虜情報局設置ノ件」「俘虜情報局事務取扱規程」を定めるなど、陸戦規則の実施のための法令を整備している。降伏直後のロシア兵捕虜と日本兵の言葉・風俗習慣の違いによる摩擦を防ぐために、ロシア兵用の「俘虜の心得」10項目をあらかじめ印刷しておき、降伏直後のロシア兵に配布することなども行っている。

こうした政府の姿勢もあって、日本の俘虜収容所7カ所に分散収容されたロシア人捕虜84,445人の待遇が良かったことが記録に残されている。そのため、全戦費の2%にあたる3649万円が捕虜関係費に費やされたのである。(7)

1907年10月18日、ハーグで開かれた第二回万国平和会議で、日本は枢密院顧問の諮問を経て「陸戦争の法規慣例に関する条約」を第44条を留保のうえ調印し、1911（明44）年11月6日批准、1912（明治45）年1月13日に公布している。このように、明治政府は国際法を遵守し、アジア人に対しては別にしても、欧米の捕虜は人道的に処遇する姿勢を国際的に示したのである。

第一次世界大戦のドイツ人捕虜（ドイツ人捕虜総数は4269人）もまた、戦時国際法にのっとりた人道的処遇をしようとの努力の跡がみられる。だが、「大正期には明治期より一步進んで、理由の如何、状況の如何を問わず捕虜となるのは許されぬとの観念が固まりつつあったと推察できる。」昭和に入るとこれが、「軍民を問わず自明の原理となって定着したかの観がある」との指摘もあるように、この時期の捕虜観は、これまでのものとは微妙に変化している。(8) それで、ドイツ人捕虜を収容した6ヶ所の収容所の処遇の違いとなってあらわれているとおもわれる（この点とこの時期の日本軍の捕虜政策は次号でふれたい）。

第一次大戦のドイツ人捕虜の処遇についてふれる前に、本稿では、ドイツ人捕虜からの評価がもっとも高かった板東俘虜収容所の様子を、彼ら自身が描いた詩画集『4 P 1 / 2 Jahre hinter'm Stacheldraht』を翻訳し、紹介したい。俘虜収容所とおもわれないうようなゆったりした風景と内部の様子、日

本の情景が簡潔なスケッチと詩で描かれている。

板東俘虜収容所に関する研究は多い。最近では、中村彰彦『二つの山河』文芸春秋社が、収容所長松江豊寿をモデルにした小説で1995年直木賞を受賞している。富田弘『板東俘虜収容所』法政大学出版局1991年、鳴門教育大学社会系教育講座『「板東俘虜収容所」研究 昭和62—63年度文部省特定研究報告書』1990年、林啓介他『板東ドイツ人捕虜物語』海鳴社1982年も、板東俘虜収容所について詳細な研究を残している。

板東俘虜収容所では所内新聞も刊行されていた。新聞『ディ・バラック』については、富田の先の本が詳しく紹介し、分析している。今日、年末の恒例行事になったベートーベンの交響曲第九の演奏会は、板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜の演奏会をもってその嚆矢とするように、捕虜とはいえその生活は、生産活動も文化活動も許され、地域社会との交流もさかんに行なわれていた。これらの記録をみると、その後のアジア太平洋戦争期のそれとあまりにかけはなれた日本軍の捕虜処遇に驚かざるをえない。こうしたドイツ人捕虜の処遇についての考察は、日清戦争・日露戦争の捕虜政策から日中戦争・アジア太平洋戦争の捕虜政策への過渡期にあたり、捕虜政策の変遷を考える上で欠くことができない。次号ではこの点を詳述したい。

(なお、戦前は俘虜が一般に使用されていたが、戦後は捕虜となっている。本文では、引用・固有名詞以外では捕虜に統一した。)

(1)戦後補償については、戦後補償問題連絡委員会編『朝鮮植民地支配と戦後補償』岩波ブックレット 1992年、内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修『戦後補償ハンドブック』梨の木舎 1992年、内海愛子「戦後補償とマスコミ報道」『マス・コミュニケーション研究』47号 日本・マスコミュニケーション学会など参照。

(2)大須賀・M・ウィリアム著 大須賀照子・逸見博昌訳『ある日系二世が見たBC級戦犯の裁判』草思社 1991年。一又正雄「戦犯裁判研究余論」(一)『国際法外交雑誌』第66巻第1号 1967年。

(3)法務省官房司法法制調査部編『戦争裁判概史要』 1973年8月 なお、占

領地において絶大な権限をもった憲兵は、全件数の27%、全被起訴人員の37%、全有罪者の36%、死刑の30%を占めている。

(4)『ニュース・ウィーク』日本語版 1991年2月7日号

(5)詔勅は「天佑を保全し萬世一系の皇柞を踐める大日本帝国皇帝は忠実勇武なる汝有衆に示す 朕茲清国に対して戦いを宣す朕か百僚有司は宜く朕か意を体し陸上に海面に清国に対して交戦の事に従ひ似て国家の目的を達するに努力すべし苟も国際法に戻らざる限り各々機能に応して一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからしむことを期せよ」と始まっている。

(6)足立純夫「国際人道法再認識への道」『法と秩序』1983.9 no.5

(7)秦郁彦「日本軍における捕虜観念の形成」『軍事史学』110号1992.9

(8)秦前掲論文